

安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年安曇野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第2項中「日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に改め、「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第5条の3第2項及び第5条の4第3項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第8条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第12条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護休暇については、安曇野市一般職の職員の給与に関する条例第40条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第41条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第12条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第12条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、安曇野市一般職の職員の給与に関する条例第40条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第41条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第14条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第2条 安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、同条第2項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

3 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第40条中「介護休暇及び」を削る。

平成28年12月5日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘